

フィデリティ・日本配当成長株・ファンド (分配重視型)

追加型投信／国内／株式
2010.10.9



商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型投信	国内	株式	その他資産(投資信託証券(株式(一般)))	年4回	日本	ファミリーファンド

※商品分類及び属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)をご参照ください。

- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等の詳細情報は、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行なう者]

フィデリティ投信株式会社

金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第388号
 設立年月日：1986年11月17日
 資本金：金10億円(2010年8月末現在)
 運用する投資信託財産の合計純資産総額…
 2兆1,496億円(2010年8月末現在)

受託会社 [ファンドの財産の保管及び管理を行なう者]

みずほ信託銀行株式会社

●この投資信託説明書(交付目論見書)により行なうフィデリティ・日本配当成長株・ファンド(分配重視型)の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2010年10月8日に関東財務局長に提出し、2010年10月9日にその届出の効力が生じております。

●ファンドの商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に投資者の皆様にご意向を確認させていただきます。

●ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。

●投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

●ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

〈照会先〉フィデリティ投信株式会社

■フリーコール：0120-00-8051 (受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

■ホームページ：<http://www.fidelity.co.jp/fij/>



1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

ファンドは、フィデリティ・日本配当成長株・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券への投資を通じて、わが国の取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている株式を主要投資対象とし、高水準の配当等収益の確保を図るとともに投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的に運用を行ないます。

ファンドの特色

- 1 わが国の取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている株式を主要投資対象とし、高水準の配当等収益の確保を図るとともに投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的に運用を行ないます。
- 2 ポートフォリオの平均予想配当利回りが市場平均以上となることを目指して運用を行ないます。
- 3 主として予想配当利回りが市場平均以上の銘柄の中から、投資価値の高い銘柄に厳選して投資することで、魅力的な配当収益を確保することを目指します。*1
- 4 個別企業分析により企業の配当の成長性を多角的に分析し、将来の配当成長が見込まれる銘柄を発掘します。
- 5 フィデリティ*2独自の綿密な企業調査に基づき、配当成長を主に①企業の配当の原資となる収益の成長②配当性向の上昇③財務体質の健全化および資本構成の最適化の3方向から多角的に分析します。
- 6 株式への投資は、原則として、高位を維持し、投資信託財産の総額の65%超を基本とします。なお、株式の他、その他の有価証券(不動産投資信託証券等)に投資することがあります。

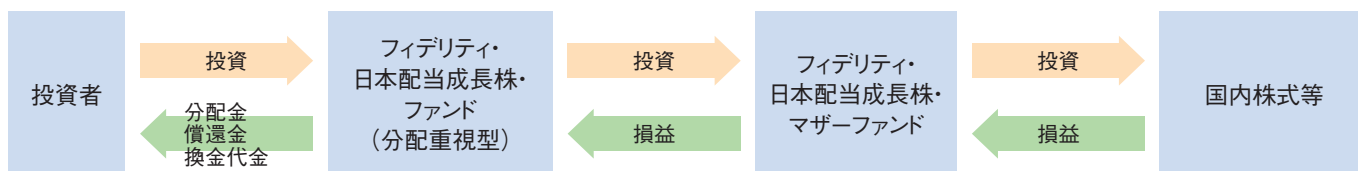
※資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

※ファンドは「フィデリティ・日本配当成長株・マザーファンド」を通じて投資を行ないます。上記はファンドの主たる投資対象であるマザーファンドの特色および投資方針を含みます。

*1 配当成長の分析により、今後の配当利回りの成長が見込める場合には、分析時点の予想配当利回りが市場平均を下回る銘柄であっても、投資を行なう場合があります。

*2 FIL Limited およびFMR LLCとそれらの関連会社のネットワークを総称して「フィデリティ」ということがあります。また、「フィデリティ」とは、日本語では「忠誠」、「忠実」を意味します。

ファンドの仕組み



ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、主として国内株式等へ実質的に投資を行なう、「ファミリーファンド方式」です。

主な投資制限

株式への実質投資割合	制限を設けません。
新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合	取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。
同一銘柄の株式への実質投資割合	取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。

収益分配方針

毎決算時(原則1月、4月、7月および10月の各10日。同日が休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の収益分配方針に基づき分配を行ないます。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。
- 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

ファンドのポイント

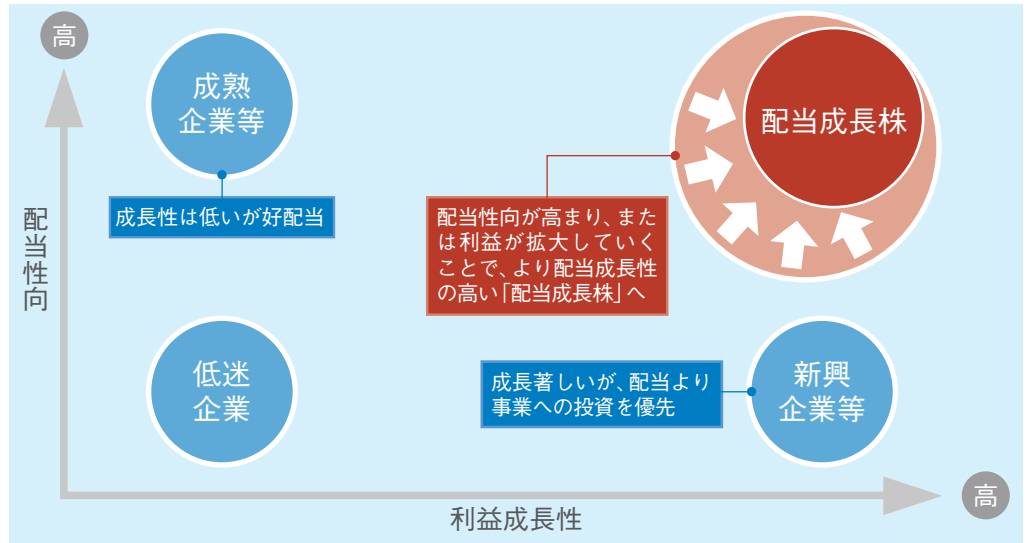
ポイント
1

企業の今後の配当成長(増配)に注目するファンドです。

フィデリティは、一時点の配当だけでは判断しません。「配当が成長(増配)するか=配当成長」がポイントと考えます。

利益拡大に期待ができ、株主重視傾向が高まりつつある日本は、「配当成長」の魅力の高い企業を多く発掘できる市場であると考えています。

※配当性向とは、利益に対する配当金の割合のことです。



ポイント
2

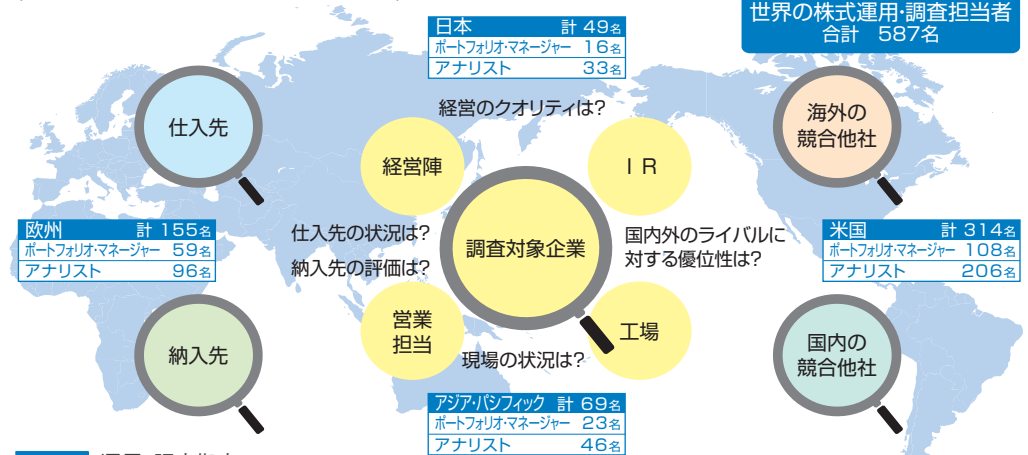
フィデリティの定評ある調査力を活かして銘柄を発掘します。

ひとくちに「配当株」といっても、その後配当を増やす企業も増やさない企業もあり、株価の動きもさまざま。だからこそ、徹底的な企業調査が重要です。

企業活動のグローバル化が進み、企業の成長性などの差が広がるなか、その企業だけの調査では十分ではありません。

フィデリティでは、仕入先や関係会社の調査はもちろんのこと、フィデリティのグローバルネットワークを活かして、世界中の競合他社との比較も行ないます。

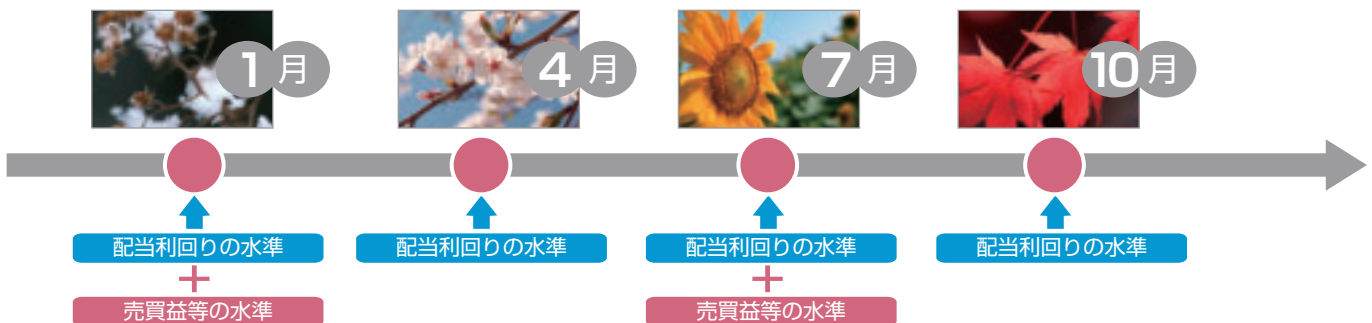
〈フィデリティの株式運用・調査体制〉



■ 運用・調査拠点
 ※FMR LLCおよびFIL Limitedとその関連会社を含みます。
 ※アナリストには、リサーチ・アナリストとリサーチ・アソシエイトを含みます。管理職等は除きます。
 ※上表中の数値は、将来変更となることがあります。
 [2010年6月末現在]

ポイント
3

年4回の決算を実施します。



※原則として、年4回の決算時に、分配対象額の範囲から、ポートフォリオの配当利回りの水準を中心に勘案した金額で分配することを目指します。また、毎年1月および7月の決算時においては、売買益(評価益を含みます。)等も分配の対象とします。
 ※各決算時の分配対象額の範囲の考え方については、委託会社の判断により今後変更されることがあります。
 ※ただし、必ず分配を行なうものではありません。

2. 投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様^①に帰属します。したがって、投資者の皆様^①の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。

ファンドが有する主なリスク等(ファンドが主に投資を行なうマザーファンドが有するリスク等を含みます。)は以下の通りです。

主な変動要因

価格変動リスク	基準価額は有価証券等の市場価格の動きを反映して変動します。有価証券等の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。
---------	--

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

デリバティブ(派生商品)に関する留意点	ファンドは、有価証券先物、各種スワップ、差金決済取引等のデリバティブ(派生商品)を用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などによって変動するため、基準価額の変動に影響を与えます。デリバティブが店頭取引の場合、取引相手の倒産などにより契約が履行されず損失を被る可能性があります。
分配金に関する留意点	<ul style="list-style-type: none">・分配金は計算期間中に発生した諸費用控除後の利子・配当等収入、および売買益(評価益を含みます。)を超過して支払われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。計算期間におけるファンドの運用実績は、期中の分配金支払い前の基準価額の推移および収益率によってご判断ください。・また、投資者のファンドの購入価額によっては分配金はその支払いの一部、ないし全てが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。・分配金の支払いは純資産から行なわれますので、分配金支払い後の純資産は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行なう場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
クーリング・オフ	ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

リスクの管理体制

投資リスク管理および投資行動のチェックにつきましては、運用担当部門が自ら行なう方法と運用担当部門から独立したコンプライアンス部門が行なう方法を併用し、過度なリスクを取っていないかを検証しています。

- 運用担当部門 部門の担当責任者と運用の指図を行なうポートフォリオ・マネージャーが定期的に、さまざまなリスク要因について協議し、ポートフォリオ構築状況をレビューしています。
- コンプライアンス部門 法令および投資信託約款等の遵守状況について、定期的なモニタリングの結果を運用担当部門にフィードバックしています。

3. 運用実績

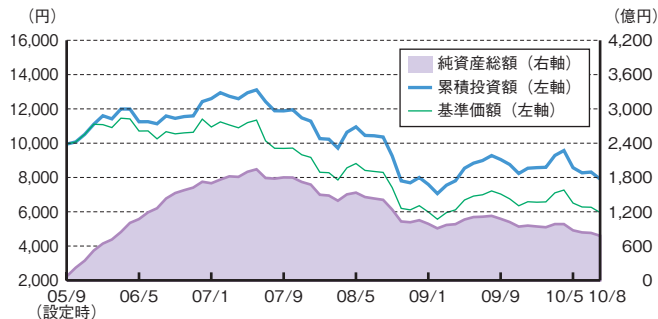
(2010年8月31日現在)

※運用実績等について別途月次等で適時開示している場合があります。この場合、表紙に記載のインターネットホームページにおいて閲覧できます。

※下記データは過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

※別途記載がない限り、主要な資産の状況は対純資産総額比率です。

基準価額・純資産の推移



※累積投資額は、ファンド設定時に10,000円でスタートしてからの収益分配金を再投資した実績評価額です。ただし、申込手数料および収益分配金にかかる税金は考慮していません。

※基準価額は信託報酬控除後のものです。

分配の推移

決算期	分配金(1万口当たり/税込み)
2009年7月	45円
2009年10月	55円
2010年1月	55円
2010年4月	55円
2010年7月	50円
設定来累計	2,780円

基準価額	5,954円
純資産総額	779.6億円

主要な資産の状況 (マザーファンド)

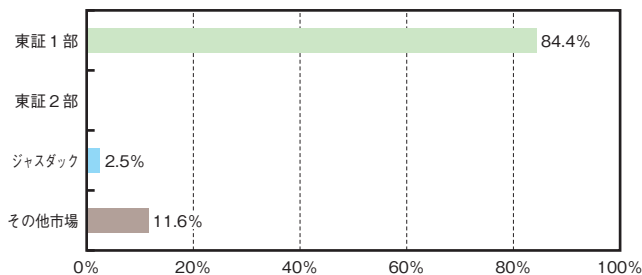
— 資産別組入状況 —

株式	92.4%
投資証券	6.1%
現金・その他	1.5%

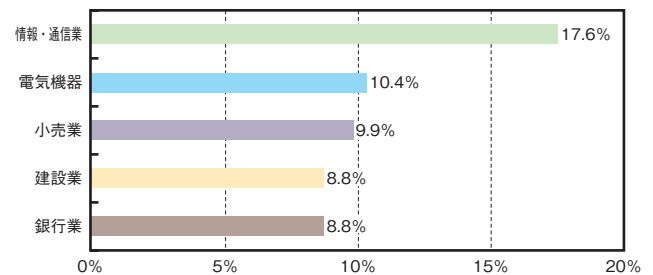
— 組入上位10銘柄 —

順位	銘柄名	業種	比率
1	大東建託	建設業	5.6%
2	日本オラクル	情報・通信業	5.2%
3	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	4.9%
4	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	3.8%
5	良品計画	小売業	3.5%
6	山武	電気機器	3.3%
7	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	2.6%
8	KDDI	情報・通信業	2.3%
9	トレンドマイクロ	情報・通信業	2.3%
10	ユナイテッドアーバン投資法人	—	2.1%

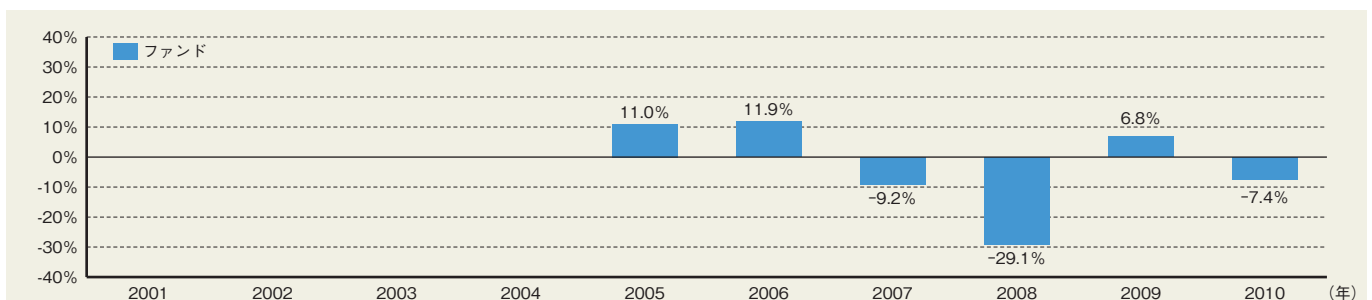
— 市場別組入状況 —



— 組入上位5業種 —



年間収益率の推移



※当ファンドは、ベンチマークを設定しておりませんので、ファンド設定前の年間騰落率についての情報は記載していません。

※ファンドの収益率は、収益分配金(税込み)を再投資したものとみなして算出しています。

※2005年は当初設定日(2005年9月30日)以降2005年末の実績、2010年は1月以降8月末の実績となります。

※各々のグラフ、表にある比率は、それぞれの項目を四捨五入して表示しています。

※ファンドは短期資金の運用の一環として、委託会社が設定した「フィデリティ・円キャッシュ・ファンド(適格機関投資家専用)」に投資する場合があります。これはあくまでも短期資金の運用であるため、組入上位10銘柄、市場別組入状況には含めず、資産としては「現金・その他」に分類いたしております。なお、未払金等の発生により、「現金・その他」の数値が「フィデリティ・円キャッシュ・ファンド(適格機関投資家専用)」の数値を下回ることがあります。

4. 手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までに、お申込みの販売会社にお支払いください。
換金単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社にてお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時までに、販売会社が受付けたものを、当日のお申込み受付分とします。
購入・換金 申込受付日	原則として、販売会社の営業日であれば、いつでもお申込み可能です。
購入の申込期間	2010年10月9日から2011年10月7日まで ※申込期間は上記の期間終了前に、ファンドの有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行なうため、1日1件5億円を超えるご換金はできません。また、大口のご換金には別途制限を設ける場合があります。
購入・換金 申込受付の中止 及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及び既に受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。
信託期間	原則として無期限(2005年9月30日設定)
繰上償還	ファンドの受益権の残存口数が30億口を下回った場合等には、繰上償還となる場合があります。
決算日	原則、毎年1月、4月、7月および10月の各10日。 ※決算日にあたる日が休業日となった場合、その翌営業日を決算日とします。
収益分配	年4回、収益分配方針に基づいて、収益分配を行ないます。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。 販売会社との契約によっては、収益分配金は、税引き後無手数料で再投資が可能です。
信託金の限度額	3,000億円
公告	委託会社が投資者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年1月、7月に到来するファンドの計算期間終了後及び償還時に運用報告書を作成し、知れている投資者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 配当控除、益金不算入制度の適用があります。

ファンドの費用・税金

〈ファンドの費用〉

投資者が直接的に負担する費用							
購入時手数料	3.15%(税抜き3.00%)を上限として販売会社が定めます。						
信託財産留保額	基準価額に対し0.30%です。						
投資者が信託財産で間接的に負担する費用							
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に対し、年1.134%(税抜き1.08%)の率を乗じた金額が運用管理費用(信託報酬)として毎日計算され、ファンドの毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。						
	【運用管理費用(信託報酬)の配分】						
	当該ファンドの純資産総額に対して	年率1.134%(税抜き1.08%)					
	内訳	<table border="1"> <tr> <td>委託会社</td> <td>年率0.525%(税抜き0.50%)</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年率0.525%(税抜き0.50%)</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年率0.084%(税抜き0.08%)</td> </tr> </table>	委託会社	年率0.525%(税抜き0.50%)	販売会社	年率0.525%(税抜き0.50%)	受託会社
委託会社	年率0.525%(税抜き0.50%)						
販売会社	年率0.525%(税抜き0.50%)						
受託会社	年率0.084%(税抜き0.08%)						
その他費用・ 手数料	組入有価証券の売買委託手数料、立替金の利息等	ファンドからその都度支払われます。ただし、運用状況等により変動しますので、事前の料率、上限額等を表示できません。					
	法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等	ファンドの純資産総額に対して年率0.10%(税込み)を上限とする額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎年1月及び7月に到来する計算期末または信託終了のときに支払われます。					

※当該手数料・費用等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

〈税金〉

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して10%

※上記は2010年8月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は、上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

